

第1期第5回小金井市行財政改革審議会次第

日時 令和6年2月8日（木）

午後7時30分から

場所 市役所本庁舎3階第一会議室

- 1 行財政改革2025個別取組の内容変更について（報告事項）
- 2 小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）へのネーミングライツ導入について（報告事項）
- 3 その他

※ 配付資料

- 資料1（事前） 行財政改革2025個別取組の内容変更について
- 資料2（事前） 受益者負担の考え方について
- 資料3（事前） 受益者負担に対する行財政改革市民会議答申等抜粋
- 資料4（事前） 小金井市受益者負担基準
- 資料5（事前） 小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）へのネーミングライツ導入について
- 資料6（事前） 小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方

行財政改革 2025 個別取組の内容変更について

1 対象

行財政改革 2025 VI 具体的な取組

2 アクションプラン 2020 からの継続取組

取組項目	19 公民館使用団体未利用時間の使用料有料化				
担当課	公民館	関連課			
課題・目的	小金井市公民館中長期計画において、団体使用が行われていない施設の未利用時間については規定を作り、有料で貸し出すことを検討することとした。				
取組内容	小金井市公民館中長期計画の基本的考え方を踏襲し、有料化を実施する。				
年次計画	R3（参考）	R4	R5	R6	R7
	使用料の試算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料案の作成 ・ 使用料徴収の仕組み案作成 ・ 市民説明会 ・ 条例改正手続き ・ 予算要求 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正条例施行 ・ 徴収開始 	推進	→

2 経緯

上記個別取組について、令和 4 年度に公民館で使用料案を検討していたところ、取組内容等について再考が望ましいとの考えに至り、令和 5 年度にかけて検討を進めてきた。本件は公民館中長期計画に係るものであることから、公民館運営等審議会においても検討を進める中で、協議の方向性が確認されたことから、令和 5 年 10 月 31 日開催の庁内の行財政再建推進本部に報告し、方向性を確認したもの。

3 協議された方向性

上記個別取組における使用料収入は、試算によると全5館で年間30,000円程度となり、費用対効果という観点では厳しい結果となった。

公民館では、この結果と市の受益者負担基準について改めて公民館運営審議会へ説明し、使用団体未利用時間に限定せず使用料をいただく仕組みへと見直しを行い、減免範囲や収納方法等について検討を行うことが適当ではないかと提案した。

第36期公民館運営審議会では、社会教育においては、受益者負担という考え方は馴染まないとの意見もあったものの、市の基準を尊重し、公民館に施設使用料を導入することは妥当であるとの考えで概ね一致したことから、現在、第37期公民館運営審議会に継続協議事項として申し送られたところである。

4 その他

上記の協議内容を踏まえた年次計画等については、今後、公民館運営審議会の協議の結果を踏まえ決定していくことから、現在、具体的なスケジュール等を検討しているところである。また、内容変更により、使用料収入がどの程度となるかについても、減免規定の内容等により変わることから、複数パターンの試算を行っているところである。

受益者負担の考え方について

○受益者負担とは

市の提供するサービスは、市民の皆様から徴収した税金から賄うのが原則ですが、サービスにより利益を受ける方が特定されるものについては、その全てを税金で賄うと、サービスを受ける方と受けない方との間に不公平が生じることから、サービスにより利益を受ける特定の方に受益の範囲内で（※） 使用料や手数料を負担いただくのが受益者負担です。

<根拠法>

地方自治法第 225 条

行政財産の使用又は公の施設の利用につき、使用料を徴収することができる。

地方自治法第 227 条

地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

※ 一般的に民間企業等が提供するサービスや付加価値に対する対価としてではなく、あくまで利益を受ける範囲として最低限の額



受益者負担の適正化については、長い間、行財政改革の取組項目として位置付けられてきたため、「歳入を確保するための取組」という認識が強く根付いておりますが、本来は「公平性の確保」や「効率性の確保」が主たる目的であり、その結果が「歳入の確保」にも資する取組となります。

「公平性の確保」

ある特定の市民を対象とするサービスについて、利用者と非利用者との間に不公平をもたらさないよう、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する。

「効率性の確保」

受益者に負担を求めることにより、キャンセルなどによる施設の利用率の悪化を防止し、市民の効率的な利用を図る。

○公民館の利用に際し使用料をいただくことについて

(経過)

- 昭和28年 公民館開設（使用料あり）
- 昭和46年 社会情勢の変遷を受け無料化
- 平成22年 第三次行財政改革大綱にて公民館有料化を検討取組として追加
- 平成29年 公民館中長期計画の答申にて、第33期公民館運営審議会が減免規定付き一部有料化が望ましい旨を提言
- 令和3年 第35期公民館運営審議会が公民館中長期計画にて、団体使用が行われていない施設の未利用時間について有料で貸し出すことを検討することを決定
- 令和4年 行財政改革2025にて公民館中長期計画に基づき有料化検討
- 令和5年 受益者負担基準に基づき、公民館を利用する団体に使用料を収めていただくことが妥当であり、使用料の導入に当たっては、適切な減免対象範囲を設定するとともに、効率性、利便性を考慮した徴収方法を検討することがあるとの結論に至った。以上の内容を踏まえ、現在、第37期公民館運営審議会で検討中

社会教育法では、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催などにより、すべての市民が、自ら文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めることが、地方自治体の任務として定められています。なお、学校教育法では、義務教育における学校の設置だけでなく、管理に係る費用及び授業料についても市が負担することが明文化されておりますが、任意である社会教育については、費用等についての明文化はありません。

このような中、社会教育に係る活動を行うことを目的とした登録団体が、組織的に社会教育活動を行う場合も含めて、市民間の公平性を確保する観点から、使用により受ける利益の範囲内で使用料をいただくことが適当であると考えています。

このため、適切な減免規定の整備や、公民館利用により受ける利益の範囲を適切に整理し、検討を行ってまいります。なお、適正な使用料の額の算出については受益者負担基準において一定の方法が例示されていますが、最終的な使用料の額については、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮して決定するものとしています。

受益者負担に対する行財政改革市民会議答申等抜粋

第 1 次行財政改革大綱（第 1 次行財政改革市民会議意見）

【答申等概要】受益者負担の見直し

行政サービスは、種々の形態があり、受益者負担の見直しには慎重な検討が必要である。すべての行政サービスは、言うまでもなく、市民の税金で賄われており、市は今後、受益者負担の見直しを行うにあたり、まずはサービスのあり方について分析し、どこまでを市が負担すべきか、どこまでを利用者が負担すべきかについて、明確な線引きをしていく必要がある。もちろん、サービスの範囲が基礎的かつ市民全体の便益に及ぶ性格のものである場合には、市税等で賄われるのは当然としても、そのサービスの範囲が、特定の個人や団体に帰属する性格のものである場合には、受益者負担の原則に立ってその受益者が応分の負担をすることが妥当である。

現在、受益者負担の原則により市が徴収しているものは、施設の使用料をはじめ、保育料、学校給食費、下水道使用料など多岐にわたっており、今後、これらの見直しを進める場合には、単に他市の料金との比較のみの検討ではなく、行政サービスのあり方について基本的な考え方を確立していくべきであろう。

その一つの考え方としては、例えば、公共施設の利用に際して同一人物が何度も使用し、多くの市民が利用できにくい実態が見受けられるが、このような特定の利用者には、特定の料金を設定するなど利用実態を考慮した料金体系の検討が必要であろう。

また、家庭ごみの有料化の検討に際しても、一律に有料化するのではなく、1人当たりのゴミ排出量等を勘案しながら、基本量以上の排出量のみ有料にするという方法も考えられる。

さらに、特定個人の趣味とか実益に結びつくようなサービスの提供については、すべての額を市税等で賄うべきではなく、受益者である個人負担によるか、あるいは民間の領域に任せるべきである。今後もこれらのサービスを市税での公費で賄うならば、社会的不公平は増大する一方である。

なお、保育料の改定など受益者負担の見直しに際しては、市の基本的な考え方はもとより、そのサービスに要する経費のうち市と受益者の負担が、どのような割合になっているかなどを市民に明らかにして、理解を求めていく努力が必要であろう。

第3次行財政改革大綱（第7期行財政改革市民会議答申）

【答申等概要】 受益者負担の適正化

市が策定した第1次行財政改革大綱（平成9年策定）では、受益者負担の適正化が掲げられ各種の取組を進めることとされており、具体的な指標として各集会所の有料化の検討、保育料の改定（国基準徴収額の50%を目途に改定する）と記載されている。しかし、平成22年に策定された第3次行財政改革大綱でも同様の記載があり、当初の目標に向けた取組は大きく遅れている。

今後は、改めて市民サービスの維持向上に必要な受益者負担の適正化について認識するとともに、市民に対してサービス提供に係るコストの情報を公開し、必要な改定を直ちに実施すべきである。

なお、市民会議として受益者負担の在り方について、新たな指針を建議するので参考とされたい。

【提言】

新たな受益者負担指針の策定

行財政改革プラン2020（第8期行財政改革市民会議答申）

【答申等概要】 誰のための事業か？ 受益者負担の基準徹底

第7期市民会議答申での提言も踏まえ、平成14年6月4日付「受益者負担の適正化に関する基本的な考え方」を見直して、受益者負担の基準を市民に見える形で明確化する必要がある。

その上で、基準に基づいて、使用料・手数料の現状を整理して「見える化」を図り、市民会議が第三者の立場でチェックして、見直しを進めていくのが適当である。

【提言】 すぐに取り組むべきもの！

「受益者負担の基準づくり」、「基準に基づく現状の整理」、「市民会議による見直しの検討」について、重点的に取り組まれない。

行財政改革２０２５（第１０期行財政改革市民会議答申）

【答申等概要】 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化については、公民館と上水運動公園の有料化が進んでいない。

公民館で登録社会教育団体が生活に即した社会教育事業を行う場合に無料となるのは理解できるが、仮に限られた会員の趣味活動のために利用されているようなことがあれば、公民館にも集会施設と同様に運営費用がかかっていることから、公平性や財政面から、利用目的に応じて相応の受益者負担を導入すべきである。

【提言】 実現に向けた方向性

受益者負担の適正化は特に遅れている。市民に十分に説明を行い、公平性の確保に尽くされたい。

小金井市受益者負担基準

企画財政部行政経営担当

目 次

1	はじめに.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	原価計算.....	2
4	受益者負担率.....	3
5	適正価格の算出.....	5
6	見直し.....	6

1 はじめに

本市では、平成14年6月に「小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」を策定し、これまで使用料・手数料等の適正化に取り組んできた。

しかし、策定から15年以上が経過したこと。また、第8期小金井市行財政改革市民会議から、基本的な考え方を見直して、市民に見える形で明確化する必要があるという答申を受けたこと。これらを踏まえ、平成29年4月に策定した行財政改革プラン2020の取組項目として、小金井市行財政再建推進本部での検討及び第9期小金井市行財政改革市民会議の意見を踏まえながら、新たに「小金井市受益者負担基準」を策定した。

2 基本的な考え方

(1) 使用料・手数料

① 使用料

行政財産の使用や公の施設の利用に対して徴収するもの

（地方自治法第225条）

例）集会施設の会議室の利用

② 手数料

特定の者のためにする事務につき徴収するもの

（地方自治法第227条）

例）住民票の写しの交付

※ 本基準では、保育料などの負担金やがん検診などの市の歳入にない自己負担額などの使用料・手数料以外についても、受益者負担の対象としている。

※ 指定管理者制度を導入している施設は、条例に規定する上限額について、本基準を適用する。

(2) 基本原則

受益者負担を徴収する目的として、「効率性の確保」「公平性の確保」「歳入の確保」「妥当性の確保」の4つを基本原則とする。

効率性の確保

・受益者に負担を求めることにより、施設の利用効率の低下を防止し、市民の効率的な利用を図る。

公平性の確保

・ある特定の市民を対象とするサービスについて、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する。

歳入の確保

・受益者に負担を求めることにより、歳入を確保し、財源配分の適正化を図る。

妥当性の確保

・受益者負担を求めることにより、市民から理解が得られるサービスに係る必要な経費（原価）の計算や受益者負担率を明確にする。

3 原価計算

(1) 算定項目

人件費	毎年度算定している職員一人あたり人件費を基に、その業務に携る人数、業務量を乗じる。 【参考】職員一人あたり人件費（平成29年度） ・正規職員 830万円／年（1分当たり70円） ・非常勤職員 240万円／年（1分当たり27円） ・再任用短時間職員 330万円／年（1分当たり37円） ※社会保険料・共済・退職手当等を含む総人件費 ※1分当たりの人件費は、常勤2,000h、短時間1,500hにて試算
維持管理費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、保険料、建物等管理委託料、土地・建物賃借料など
減価償却費	$(\text{取得価格} - \text{残存価格} 10\%) \div (\text{その資産の耐用年数} (\text{減価償却資産の耐用年数等に関する省令} (\text{大蔵省令第15号}) \text{による耐用年数}))$ *取得価格＝工事費等－補助金等

(2) 算定方法

① 使用料

施設使用料は、原則として算定項目を合算し、総面積・年間使用可能時間で割り、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出する。

$$\text{施設使用料} = (\text{人件費} + \text{維持管理費} + \text{減価償却費}) \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

② 手数料

事務手数料は、原則として1分当たりの人件費に1件当たりの処理時間をかけたものと、減価償却費、その他経費を年間処理件数で割ったものを足し、1件当たりの原価を算出する。

$$\text{事務手数料} = (\text{1分当たりの人件費} \times \text{1件当たりの処理時間}) + (\text{減価償却費} + \text{その他経費}) \div \text{年間処理件数}$$

③ その他

原則的には、上記①②の計算式において算定を行うが、より適切な算定方法がある場合は、その算定方法に基づき、原価を算出するものとする。

4 受益者負担率

(1) 使用料

① サービスの分類

ア 選択性サービス

日常生活を営む上で、大半の市民が必要とするサービスを「必需的サービス」、特定の市民に必要とされるサービスを「選択的サービス」と分類する。

イ 市場性サービス

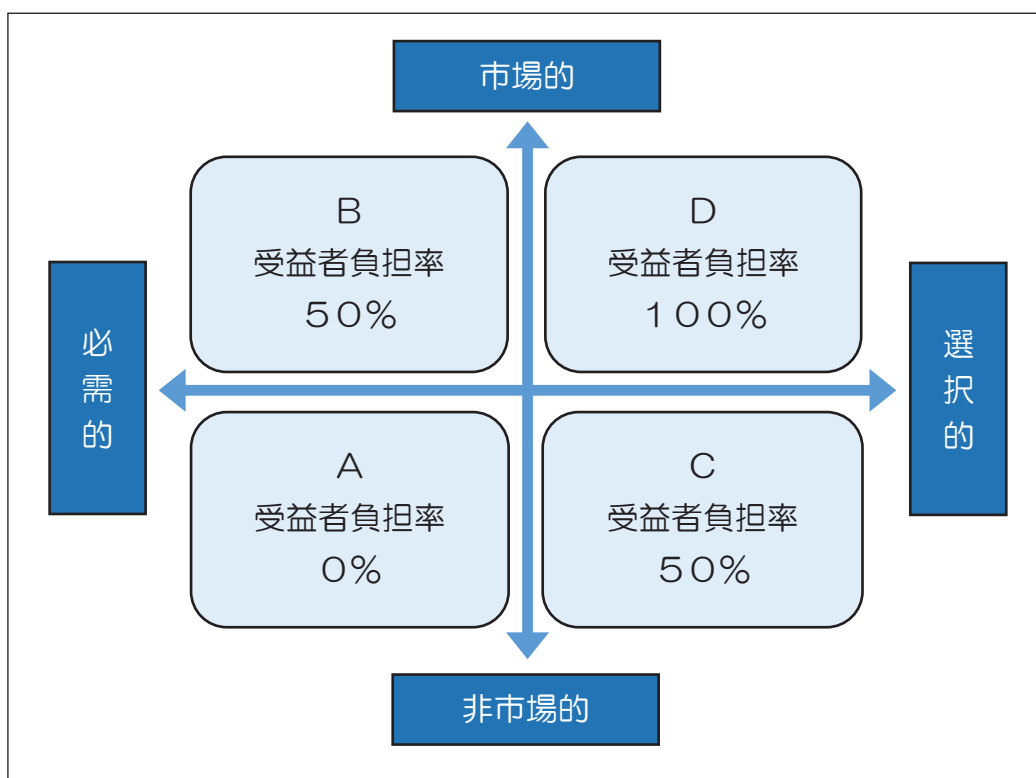
民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービスを「市場的サービス」、市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービスを「非市場的サービス」と分類する。

② 受益者負担率

選択性サービスと市場性サービスに応じて下表A～Dの4区分に分け、区分ごとに受益者負担率を設定する。なお、担当課において、受益者負担率を下表以外に設定する場合、その理由を明確にする必要がある。

	区分	事例	受益者負担率
A	必需的サービス 非市場的サービス	義務教育施設、道路、公園、図書館など	0%
B	必需的サービス 市場的サービス	市営住宅・高齢者住宅、公民館など	50%
C	選択的サービス 非市場的サービス	集会施設、総合体育館、栗山公園健康運動センター、保育所など	50%
D	選択的サービス 市場的サービス	行政財産使用料、市民交流センター、自転車駐車場、駐車場、市民農園、歯科予防処置、各種がん検診、道路占用料、滄浪泉園使用料、清里少年自然の家、トレーニングルーム、プール、テニスコートなど	100%

※各区分において表中と異なる受益者負担率を設定する場合、その差の理由と根拠を明確にする。



(2) 手数料

受益者のために提供されたサービスに要する原価の負担を求めるものであり、受益者負担率は原則として100%とする。

5 適正価格の算出

(1) 算出方法

原価計算により算出した原価に受益者負担率を当てはめることにより、理論上の適正価格を求めることができる。

$$\text{適正価格} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

しかし、最終的な価格は、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮し、決定するものとする。

(2) 減額・免除

① 減額・免除の基本的な考え方

受益者負担の基本原則から、全ての施設・全ての利用者に対して応分の負担を求めることを基本的な考え方とする。

しかし、社会政策的な配慮や特別な事情がある者については、その負担を軽減するため、統一的基準を示し、必要に応じて、条例、規則もしくは要綱等で定めることにする。

② 減額・免除の統一的基準

次の場合、負担軽減の措置を講ずる。

- ア 法律などで積極的な減免措置要請があるもの（障害者基本法など）
- イ 社会福祉的な観点から社会参加の促進や経済的負担の軽減を図るもの（高齢者については、自立した社会構成員であることから応分の負担を求めていくことが、負担の公平、公正を図るものであることから、高齢者ということのみで減免は行わない。）
- ウ 公共的、公益的な利用であるもの
- エ その他生活困窮者や災害などの特別な事情や理由があるもの

(3) その他の考慮すべき項目

① 利用者区分

負担の公平性を確保するため、施設等の利用に係るサービスを受ける者の区分によって格差を設けることができる。

ア 子供（小学校卒業まで）、大人の区分を設定する場合

子供は、大人のおおむね2分の1とする。

イ 市民、市民以外の区分を設定する場合

市民以外は、市民のおおむね2倍とする。

ウ 事業を行う場合の入場料の無料、有料の区分を設定する場合

入場料が有料の場合は、無料より割増しとし、その割増率は、当面従来の割増率とする。

② 他市との均衡

他市において、同種のサービスにかかる使用料や手数料については、必要に応じて価格の均衡を図る。原則として近隣7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、国分寺市、小平市、西東京市）を比較対象とし、そのサービスによって、より適正な比較対象（多摩26市、類似団体など）があれば、それを比較対象とする。

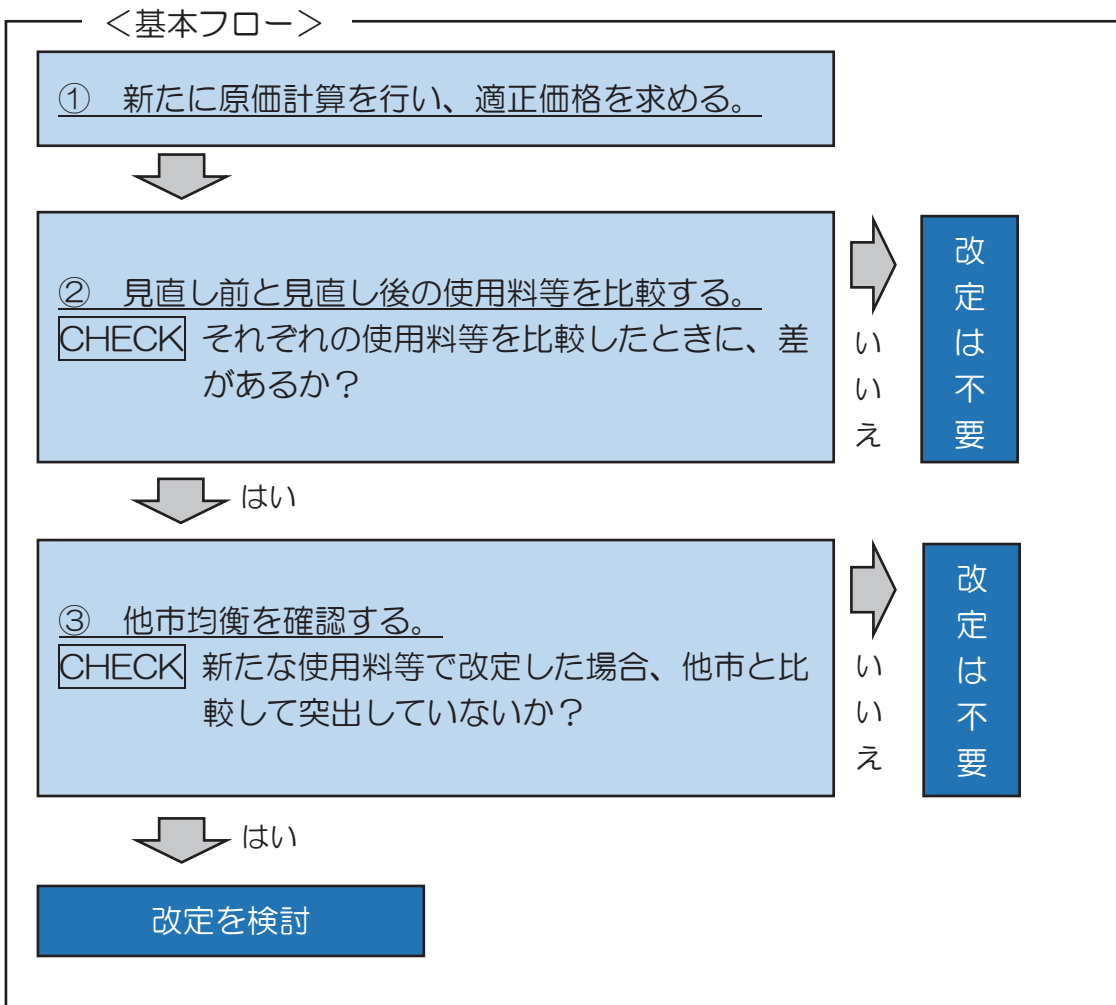
6 見直し

(1) 定期的な見直し

受益者負担の適正化を維持するため、原則として3年ごとに見直し作業を行う。ただし、消費税率の改定、施設の大規模な改修、管理運営方法の変更など、現行の使用料等と大きな差が生じる場合は、3年を待たず、適宜見直しを行うこととする。

(2) 見直し手順

見直しに係る基本的な流れは、以下のとおりとする。



(3) 改定上限率

見直し前と見直し後の使用料等を比べ大幅な増額となる場合、利用者の急激な負担と利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として改定上限率を1.5倍とする。1.5倍より高い改定をする場合は、複数年度に渡り、段階的に改定を行う。ただし、見直し前の使用料等が著しく低額な場合は、この限りではない。

(4) 無料施設の有料化

現在、受益者負担率に関係なく、使用料を徴収していない施設等が存在する。このような施設等は、受益者負担の適正化の観点から、有料化を検討することとする。

小金井市受益者負担基準

平成30年3月策定

編集 小金井市企画財政部行政経営担当

住 所：東京都小金井市本町6丁目6番3号

電 話：042-387-9826（直通）

メール：s010199@koganei-shi.jp

小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）への
ネーミングライツ導入について

1 概要

現在、貫井北町の中間処理場跡地に資源物処理施設を令和 7 年 3 月の竣工を目指し整備中である。当該施設については、J R 中央線からの視認性が高く、企業等にとっても宣伝効果等が期待できる施設であることから、環境部ごみ対策課ごみ処理施設担当において施設整備に合わせ命名権（ネーミングライツ）導入を検討してきた。

この度、当該施設におけるネーミングライツについて公募を行ったところ、1 者から応募があり、庁内の審査委員会の協議を経て当該団体を協定先と決定した。この経緯については、庁内の行財政再建推進本部へ随時報告され、1 1 月開催の市議会建設環境委員会へも報告された。

ネーミングライツの導入は、行財政改革 2 0 2 5 で示す行財政改革の建付け第一層、歳入の確保の取組でもあり、清掃関連施設に対する導入は個別取組として掲げていないものの、行財政改革に係る取組みであることから、行財政改革審議会に報告するもの。

2 ネーミングライツの詳細

愛称：メタウォーターサステナブルパークこがねい

期間：5 年間（令和 7 年 3 月～）

金額：5 0 0 万円（1 年度当たり）

団体：メタウォーター株式会社（当該資源物処理施設の施工業者）

3 その他

本市では、平成 2 6 年 7 月に「小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方（資料 6 参照）」を策定し、行財政改革の歳入確保の取組の 1 つとして積極的に推進してきた。

ネーミングライツの付与は、市の財産を有効に活用し、新たな財源を

確保することにより、当該施設等の持続可能な管理、運営を行い、これにより市民サービスの向上を図ることを目的としている。しかし、その対象施設が、応募する企業等にとってもネーミングライツを取得するだけの価値のある施設である必要があり、本市においては、武蔵小金井駅南口正面の、宮地楽器ホール(市民交流センター)しか実績がなかった。

今回の資源物処理施設はJ R 中央線からの視認性が高いという魅力があり実績に結び付いたが、このような公共施設には限りがあり、今後更なるネーミングライツの導入を推進することは容易ではないが、他市の導入事例等も参考に、引き続きネーミングライツの導入については積極的に検討する必要があると考えている。

小金井市ネーミングライツ導入に係る基本的な考え方

平成26年7月20日施行

1 趣旨

この基本的な考え方は、小金井市が実施するネーミングライツの付与について、その目的や手法等の基本的な考え方をまとめたものです。

各事業所管課において、この基本的な考え方を参考に、ネーミングライツの導入手続を進めるものとします。

2 ネーミングライツの付与の目的

ネーミングライツの付与は、市の財産を有効に活用し、新たな財源を確保することにより、当該施設等の持続可能な管理、運営を行い、これにより市民サービスの向上を図ることを目的とします。

3 ネーミングライツの付与の概要

- (1) ネーミングライツとは、小金井市の施設に企業名等を冠した愛称を命名する権利及びこれに付帯する権利をいいます。
- (2) 施設に企業名等を冠した愛称を命名する権利に付帯する権利とは、看板やチラシ、電子媒体等を通して愛称を周知、広報をする権利や、当該施設に広告を掲出する権利などをいい、その内容は施設の性格などに応じて、それぞれの契約で定めます。
- (3) ネーミングライツの付与とは、ネーミングライツの付与を受ける者（以下「ネーミングライツ・パートナー」といいます。）との契約により、ネーミングライツを付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーからその対価等を得て、施設等の持続可能な管理、運営に資するための方法をいいます。
- (4) ネーミングライツの付与により、小金井市は命名された愛称を積極的に使用することとしますが、命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、小金井市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。

- (5) ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権などには影響を与えないものとします。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

4 ネーミングライツの付与の対象

文化施設、スポーツ施設、貸館施設などの公共的な施設を対象とし、その設置や運営の目的、利用や参加の状況などを考慮し、企業名等を冠した愛称を付すことに支障のない施設を対象とします。また、原則として施設全体を対象としますが、施設の一部を対象とする場合もあります。

なお、市役所庁舎、学校、寄贈品の多い資料館等はネーミングライツの対象施設としてふさわしくないものと考えています。

5 ネーミングライツの付与に関する愛称の範囲及び費用負担の区分

- (1) 施設に付す愛称は、企業名等を冠したもので、対象施設の設置目的にふさわしく、市民に親しみをもってもらえるものとし、以下に掲げる事項に該当する愛称は応募できないものとします。

ア 当該ネーミングライツの対象となる施設の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

エ 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告及び個人的宣伝にかかわるもの

オ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

カ 前各号に掲げるもののほか、公共的な施設の愛称として適当でないと市長が認めるもの

- (2) ネーミングライツの付与に伴う費用負担の区分は、次のとおりとします。

ア ネーミングライツの付与に伴う対象施設に関する看板等の新設又

は変更については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。
イ 契約期間の終了に伴う原状回復については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

- (3) 契約締結後に、小金井市が作成する印刷物等に係る名称の変更及び小金井市のホームページ上の表示の変更（契約終了後の回復を含む。）は、小金井市の負担とします。

6 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

- (1) ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募するものとし、市のホームページや市報「こがねい」等に掲載することにより行います。
- (2) ネーミングライツ・パートナーの募集に当たっては、募集の都度、要項を作成し公表するものとします。

なお、応募については、募集要項で様式を定め、原則としてその様式によるものとします。

- (3) 市は審査等の必要に応じ、応募者に応募内容の説明を求め、登記事項証明書や決算書類など、必要な書類の提出を求めることができるものとします。

なお、この旨を募集要項に明記するものとします。

- (4) 募集要項で定める様式には、おおむね次の事項が含まれるものとします。

- ア 応募する団体の名称、代表者名及び所在地
- イ 命名しようとする施設の名称
- ウ 愛称案（英文表記がある場合はそれを含む。）及びその説明
- エ ネーミングライツの付与の対価としての金額（年額）
- オ ネーミングライツの付与の期間
- カ その他案件に応じ必要な事項

7 ネーミングライツ・パートナーの応募

ネーミングライツ・パートナーの応募資格を有する者は、法人格を有する団体とします。ただし、政治団体、宗教団体のほか、次の事項に該当す

る団体は、応募することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業を行う団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行う団体
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている団体（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされている団体（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 応募書類の提出時において、公租公課を滞納している団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、小金井市のネーミングライツ・パートナーとして市長が不相当と認める団体

8 ネーミングライツの付与の対価等

ネーミングライツの付与の対価等については、対象施設の利用状況やメディアなどへの露出状況などを勘案し、類似する施設や他市の例などを参考として、募集の都度、ネーミングライツ料の目安となる額（希望価格）を決定します。

9 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

- (1) ネーミングライツの付与に関する事項について審査するため、庁内に（仮称）小金井市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を設置し、優先交渉権者の決定等について審査・選定を行います。

なお、審査委員会の設置等については、導入施設ごとに定めます。

- (2) ネーミングライツ・パートナーの選定については、おおむね以下の視点で審査項目を定め、審査委員会において必要事項の審査を行うこととします。

ア 応募団体

(ア) 応募資格が適正か

(イ) 応募団体等の経営は健全か

(ウ) 施設と応募団体との理念、事業内容等がマッチしているか等

イ 愛称

(ア) 親しみやすいか、わかりやすいか、呼びやすいか

(イ) 施設の管理運営に支障が生じる恐れはないか等

ウ ネーミングライツの付与の対価

応募金額は妥当か

エ 導入期間

安定したネーミングライツ運用が図られる期間か等

オ その他

1 0 ネーミングライツ・パートナーとの契約

- (1) ネーミングライツ・パートナーに応募のあった団体について、審査委員会において提案の総合的な判断を行い、適正なものであると判断する提案について順位を付し、最上位の順位者に優先交渉権を付与します。
- (2) 小金井市と優先交渉権を付与された者において契約内容の詳細について協議し、双方が合意に至った時点で契約を締結するものとします。
- (3) 小金井市が合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権を付与された者との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとします。また、以降この例により、順次、下位順位者と協議を開始できるものとします。
- (4) 契約期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから契約継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとします。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、審査委員会が行います。

1 1 契約の解除

- (1) ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難であると認められる場合には、小金井市において

契約を解除することができるものとします。

- (2) 前記(1)の規定により契約を解除する場合には、それに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

1 2 この基本的な考え方の実施

この基本的な考え方は、平成26年7月20日から施行するものとします。